

# 競争力強化とサステナビリティの両立

—EU共通漁業政策の課題と展望—

主任研究員 岡添巨一

## 〔要 旨〕

2024年の欧州議会選挙以降、EU政策の重心は「産業競争力の強化」へと急速にシフトした。この動きはサステナビリティ関連規制の負担軽減というかたちで具体化したが、一方で規制の本質的な目的は維持されている点に着目した。これは、規制対応の無駄を排除することで、EU市場参加者によるサステナビリティ対応が、競争力の「制約」ではなく「底上げ要因」として理解されつつあることを示唆する。競争力強化とサステナビリティのトレードオフを排して、シナジーを追求する動きである。

さらに本稿は、こうした「筋肉質な」政策志向が、共通漁業政策（CFP）の見直しにおいても発揮される可能性を検討した。デジタル実装を通じた漁獲管理・トレーサビリティの遵守の確保は、EU水産業の国際競争力の底上げと漁業資源の持続可能性向上につながる可能性が高く、この政策志向のもとでは特に推し進めるべき重要な論点になると思われる。EUの政策転換を後退とみなすのではなく、競争力とサステナビリティの両立を図る制度設計の再編として捉える必要がある。

## 目 次

- |  |   |
|--|---|
| はじめに   | (2) 現行政策における技術的課題<br>—陸揚げ義務（Landing obligation）の遵守—       |
| 1 欧州グリーンディール<br>—分野横断のサステナビリティ推進施策—          | (3) 現行政策における社会的課題<br>—水産業の魅力低下—                           |
| 2 情報開示とガバナンス規制<br>—企業の競争力強化とサステナビリティの両立—     | (4) 現行政策における環境課題<br>—気候変動への対応と生物多様性戦略<br>2030に基づく海洋生態系保全— |
| (1) 企業のサステナビリティ開示およびデュー・デリジェンス規制（CSRD、CSDDD） | 4 共通漁業政策（CFP）の見直しの展望<br>—競争力とサステナビリティの両立がカギ—              |
| (2) 森林破壊防止のためのデュー・デリジェンス規制（EUDR）             | (1) CFPの見直しに影響する各種政策                                      |
| 3 共通漁業政策（CFP）<br>—水産業の競争力強化とサステナビリティの両立—     | (2) 「筋肉質な」政策による競争力とサステナビリティの両立                            |
| (1) 共通漁業政策（CFP）の概要                           |   |
|  | おわりに  |

## はじめに

2024年6月の欧州議会選挙を境に、政治的重心は「産業競争力の強化」へと急速にシフトしている。この変化の背景には、エネルギー価格の高騰、地政学的な不安定化、そしてグローバルでみたときの欧州の経済的劣勢への強い危機感がある。

24年9月に発表された「欧州の競争力の将来（いわゆるドラギレポート）」は、欧州経済の停滞を「存亡に関わる課題」と位置づけ、「イノベーションの促進」「脱炭素と競争力の両立」「安全保障の強化と依存からの脱却」の3分野における成長と生産性向上が必要であると主張した（*European Commission 2024a*）。これを受け、欧州委員会（以下、ECという）は25年1月に公表した「競争力コンパス（Competitive compass）」のなかで、ドラギレポートの理念を実現するために規制の簡素化を通じた負担削減を含む、5つの横断的な施策を掲げた（*European Commission 2025*）。

本稿は、このような施策を通じてEU政策がどのように動いていくかを理解するため、25年に大きく動いたサステナビリティ関連規制の実施負担軽減について情報を整理したうえで、最近見直しが始まった欧州共通漁業政策（Common Fisheries Policy：CFP）における論点について考察する。

## 1 欧州グリーンディール —分野横断のサステナビリティ 推進施策—

19年に成立した欧州グリーンディールは、50年までのネットゼロを中核目標とする成長戦略である。この戦略は気候政策にとどまらず、エネルギー、産業、運輸、建築、農業・食料、循環経済、生物多様性、汚染対策、金融といった幅広い分野を束ねる政策パッケージであり、様々な法律の基盤となっている。

例えば、農業分野では、欧州グリーンディールに基づいてFarm to Fork戦略がつけられた。生物多様性分野では、欧州グリーンディールに基づいて策定された生物多様性戦略2030が、30年までに陸海域の30%を保護・保全する目標（30by30）（注1）のもとで陸海域の保護区を増やす旨を示した。また、欧州グリーンディールを契機として、後述するような企業の情報開示やサプライチェーン管理をめぐる制度（CSRD、CSDDD、EUDR等）が順次整備・強化されてきた。

このように、欧州グリーンディールは、温室効果ガス（GHG）排出の削減にとどまらず、そのほかの政策分野においてサステナビリティ（持続可能性）の要素を取り込むための戦略づくりの土台として機能している。

（注1）2030年までに陸海域の少なくとも30%を健全な生態系として効果的に保全する目標のこと。

欧州生物多様性戦略2030等にも位置づけられている。

## 2 情報開示とガバナンス規制 —企業の競争力強化と サステナビリティの両立—

24年に政治的な潮流が変化したことで、企業による各種規制の実施負担が産業競争力を弱めているという批判や懸念が強まった。このため、25年から各種規制の負担軽減のための議論が本格的に進んでいる。

本節では、先行して規制負担の軽減が検討された企業の情報開示とガバナンス関連分野の規制を取り上げ、25年末までに合意された内容を整理する。各規制の動向は、欧州でビジネスを展開する食品企業からも関心が寄せられている。

### (1) 企業のサステナビリティ開示 およびデュー・デリジェンス規制 (CSRD、CSDDD)

企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) は、企業に環境、社会、ガバナンスに関する情報開示を求める規制である。投資家や市民社会などステークホルダーが信頼性の高い比較可能な情報を入手できるようにすることで、サステナブルな活動への投資を促す目的がある (*The European Parliament and the Council 2022*)。

企業サステナビリティ・デュー・デリジ

ェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD) は、原料などサプライチェーン上の人権侵害や環境破壊といったリスクの調査と報告 (デュー・デリジェンス (DD)) を求める規制である (*The European Parliament and the Council 2024*)。その目的は、サステナビリティの考え方をサプライチェーンの管理に組み込むことで企業ガバナンスを高度化することである。

CSRDおよびCSDDDはいずれも24年までに発効していたが、政治的重心の「産業競争力の強化」へのシフトが起こるなか、ECは両規制を一括して簡素化するオムニバス法案を公表した。2025年12月の政治合意を経て、簡素化前のCSRDに比べ対象企業数は約8割削減 (CSDDD対象企業数は約7割削減) されたといわれる。そのほか、適用時期の延期、開示の情報量削減、DD対象の絞り込みなど、企業側の負担が大幅に軽減された (*The Council of the European Union 2026*)。

### (2) 森林破壊防止のためのデュー・デリジェンス規制 (EUDR)

欧州森林破壊防止規則 (EU Deforestation Regulation : EUDR) は、EU市場で特定品目 (第1表) を流通させる事業者に対し、当該品目の生産が森林破壊を引き起こしていないことの確認と報告 (DD) を求める規制である (*European Union 2023*)。また、欧州グリーンディール、生物多様性戦略2030および新森林戦略2030を実装する措置

第1表 最終合意されたCSRD、CSDDDおよびEUDRの概要

	CSRD	CSDDD	EUDR
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU企業:従業員1,000人超かつ純売上高4.5億ユーロ超</li> <li>非EU企業:EU内の純売上高4.5億ユーロ超かつ子会社/支店の売上高2億ユーロ超</li> <li>中小企業(SME)を含む非対象企業は任意報告推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU企業:従業員5,000人超かつ純売上高15億ユーロ超</li> <li>非EU企業:EU内の純売上高15億ユーロ超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目:パーム油/大豆/木材/ココア/コーヒー/牛肉/天然ゴム/それらの派生品</li> <li>EUで対象品目を最初に流通させる事業者・取引業者</li> </ul>
時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>非対象となった企業:FY2025以降免除</li> <li>新対象のEU企業:FY2027収集/翌年度報告</li> <li>新対象の非EU企業:FY2028収集/翌年度報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU/非EU企業ともに2029年7月26日に適用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大・中規模事業者等:2026年12月30日~</li> <li>小・零細規模事業者等:2027年6月30日~</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準(EU/非EU企業向けを修正・策定中)に基づく環境・社会・ガバナンスに関する情報の開示</li> <li>開示の限定的保証の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリューチェーン全体で優先対応すべき環境・人権リスクを特定</li> <li>リスク軽減措置と開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目が2020年12月31日以降の森林破壊への関与に関するDD(情報収集、リスク評価、軽減措置)</li> <li>DD宣誓書の提出</li> </ul>

資料 各種文書に基づき著者作成(2026年1月時点)  
 (注) FYは会計年度を指す。

として位置づけられている。EUDRでは、20年12月31日以降に森林破壊・劣化に関与したとみなされる産地由来の対象品目について、EU市場での上市にDD義務等を課している（違反時には上市できない場合がある）。

当初は24年末からの適用が想定されていたが、実務負担への懸念を背景に適用時期が調整された。直近では、大規模事業者等は26年12月30日から、小規模事業者等は27年6月30日から適用するスケジュールが示されている。

これら企業向けのサステナビリティ関連規制の現状を第1表で整理した。それらの簡素化にあたり、対象企業の削減、適用開始の延長、手続きの簡略化など効率性と実行可能性を高めることで負担軽減が実現したことがわかる。一方で、各規制の本来目的は引き続き維持されているという事実は、EUでは企業活動におけるサステナビ

リティの考慮は競争力の底上げにつながると理解されていることを示している。この点は、欧州でビジネスを展開する域外企業にとって見過ごせないポイントである。

### 3 共通漁業政策 (CFP) —水産業の競争力強化と サステナビリティの両立—

海洋分野は、常に競争力強化とサステナビリティの両立が優先議題となってきた。EUはブルーエコノミー政策をきっかけ、沿岸を含む海洋の経済活動を成長分野と位置づけ、海洋産業全般を対象に、サステナビリティを前提とした海洋経済への転換を推進している（European Union 2025）。

特に水産は、資源管理や生態系保全などの環境対応と、食料安全保障や地域コミュニティの発展との微妙なバランスが求められる産業分野である。欧州の共通漁業政策

(Common Fisheries Policy : CFP) は13年の見直し以降10年以上が経過しており、23年から現行政策の評価プロセスが始まっている。

ECは、23年、欧州グリーンディールの中核である水産業の脱炭素化戦略に加えて、現行CFPの政策効果を評価した結果 (European Commission 2023a) および作業文書 (European Commission 2023b) を公表した。また、24~25年にはCFPの包括評価に向けた公開協議を実施した (注2)。本節では、CFPの課題を整理するとともに、今後予想されるCFPの見直し議論について考察する。

(注2) 25年1月~4月には、現行CFPの効果や政策目標の達成度合い、課題への対応状況等について、幅広いステークホルダーを対象とした公開協議を実施した。結果概要は26年に公表予定。  
[https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/commission-opens-public-consultation-common-fisheries-policy-regulation-2025-01-27\\_en](https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/commission-opens-public-consultation-common-fisheries-policy-regulation-2025-01-27_en)

### (1) 共通漁業政策 (CFP) の概要

CFPは、EUの水産業の生産性向上、安定した市場、健康的な食料供給、消費者にとっての合理的価格の実現という目的のもと、主に以下のような政策を進めている。

- ・資源管理：科学的助言をもとに魚種・海域ごとに漁獲可能量を設定・管理。複数年での管理計画なども活用して中長期で枠組みを運用。
- ・混獲・投棄対策：意図せず漁獲された水産物の海上投棄を減らすため、漁獲物の陸揚げ義務 (Landing obligation) 等を通じた漁獲管理の厳格化を推進。

・共通市場組織 (Common Market Organization)：水産物の市場ルールを共通化し、生産者組織などを通じて市場安定と付加価値化を支援。

・基金：欧州海事・漁業・養殖基金 (EMFAF) が水産業のグリーン化、技術革新への投資、沿岸コミュニティの強化、若者や小規模漁業の支援など、CFPの実施を支援。

CFPの特徴は、単なる食料政策ではなく海洋保全政策とも融合した政策体系となっている点である。CFPはEU全体での共同管理の枠組みであり、各国が単独では対応できない海洋資源管理を域内全体で実行することを可能にしている。

## (2) 現行政策における技術的課題

### —陸揚げ義務 (Landing obligation) の遵守—

ECは、19年に発効した「陸揚げ義務」の遵守が不十分であることを課題としてあげている。その背景として、加盟国が適切な管理・取締りに関する十分な措置をとっていないこと、船舶への遠隔電子モニタリング (Remote Electric Monitoring : REM) システムの導入が有効であるものの、導入の是非について利害関係者の意見が割れていること、また、実態と乖離した漁獲データが取得されていること等を指摘している。

ECは、対応策として、第一に漁具・漁法の魚種選択性の向上など、意図しない漁獲 (混獲) を回避する措置が重要であること、短期的には収入は減少するが、中長期では

漁業資源の回復やチョーク問題（注3）の回避につながるなどのメリット等を強調した。そのうえで、加盟国の管理・取締りの弊害となっている例外規定の精査や、REMの導入促進に向けた取組みを進めるとしている。これらは、漁獲データの品質向上にもつながる。

（注3）複数種を同時に漁獲する漁業において、特定の魚種のクォータ（漁獲配分）を、その他の魚種のクォータが一杯になる前に使い切ってしまった状況のこと。

### （3）現行政策における社会的課題

#### —水産業の魅力低下—

ECによる政策評価結果のもう一つの特徴は、社会的側面から水産業活性化の必要性を指摘したことである。水産業の将来にとって「世代交代」がカギであり、魅力ある産業だと認識されることが重要であるとした。そのためには、イノベーション等を通じた労働条件の改善、健全な生態系の維持による安定的な生産確保、漁業者・養殖業者の専門性や社会的価値の正当な評価、「海の管理者（stewards of the sea）」である漁業者の魅力発信などが必要と指摘した。

24年、ECは、2050年のEU漁業の展望を分析する「将来の漁業者の研究（Foresight study on Fishers of the Future）」を公表した。この研究の特徴は、変化の激しい未来は正確に予測できない前提にたち、「海洋環境の変化」と「社会環境（EU水産物需要）の変化」の2軸で4つの将来シナリオを設定し、重要となる取組みを整理した点である。その結果、漁業者の社会的価値の

認知向上を前提として、どのシナリオでも

- a) 気候変動対応と生態系の保全・回復
- b) デジタル活用の支援
- c) 市場競争力を強化するルール・支援
- d) 労働環境と世代交代戦略
- e) 漁業内外での多角化など経営戦略

といった取組みが重要になるとした（*European Commission 2024b*）。

### （4）現行政策における環境課題

#### —気候変動への対応と生物多様性戦略2030に基づく海洋生態系保全—

気候変動に伴う海洋生態系の変化は、今や地域に関わらず共通の課題である。EUでも、気候に適応できる柔軟な漁業管理の枠組みに移行するとともに、これまでの生態系を考慮した資源管理に加え、気候と生態系の指標を資源評価に活用していく方針を示している。

また、23年には、海洋生態系保全・回復に向けた行動計画（海洋行動計画）が公表された（*European Commission 2023c*）。本計画は、生物多様性戦略2030で示されている30by30目標（第一節参照）の実現に向けた、漁業分野の実行計画である。この計画のなかで、ECは加盟国に対し、

- a) CFPを最大限活用し、30年までに全海洋保護区で移動式着底漁業（mobile bottom fishing）（注4）の段階的禁止を進めること
- b) そのためにまず、海洋保護区での当該漁業を禁止する国内措置を採択・提案すること

を勧告した。

すでにギリシャやスウェーデンは自国の海洋保護区における移動式着底漁業の原則禁止を打ち出したが、いまだ多くの加盟国は計画を公表していない。水産業界は、この段階的禁止を科学的根拠に基づかないとして批判しているほか、最も弱い海域のみを選定して禁止すべきと訴える意見もみられる。アカデミアでも、この漁業を禁止する効果については意見が分かれる。このように、生物多様性の保全に向けた海洋保護区の漁獲規制については、産業競争力とサステナビリティのバランスをとるという難しい課題のもとで賛否が分かれている。

(注4) 底びき網漁業のこと。

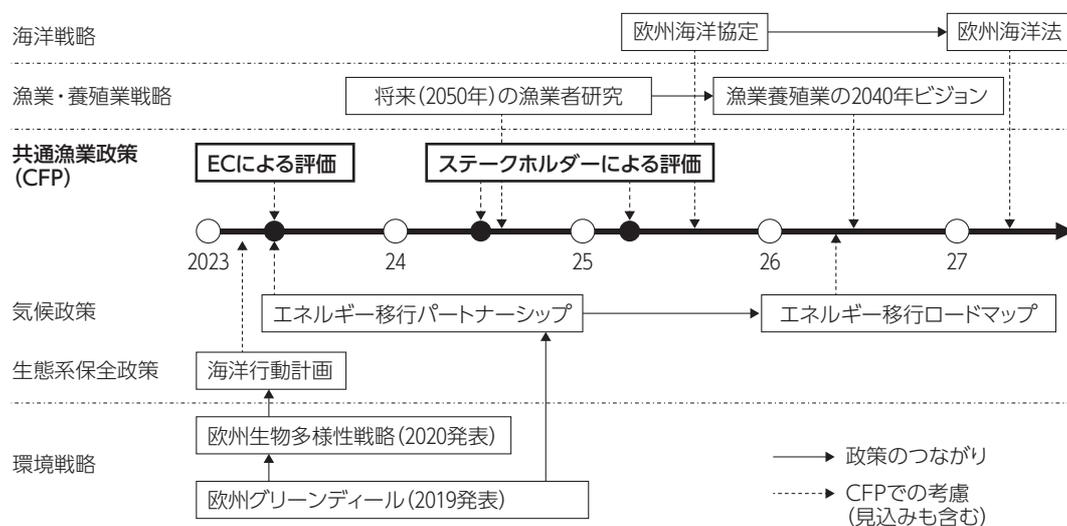
## 4 共通漁業政策 (CFP) の見直しの展望 —競争力とサステナビリティの両立がカギ—

### (1) CFPの見直しに影響する各種政策

本稿執筆時点でCFPの見直しに向けたロードマップは公開されていないが、今後、CFPは水産、海洋、環境分野の各政策の影響を受けながら議論が進むと考えられる(第1図)。この公開協議は、ステークホルダーが過去10年間(2014~23年)のCFP実施を評価するプロセスの一環である。26年には、「漁業・養殖業に関するビジョン2040」が策定される予定であり、水産業界の競争力を維持する戦略として、CFPの検討に活用されることになる。

水産分野に特化した検討と並行して、より包括的な海洋政策の議論も進んでいる。

第1図 CFPの評価・検討と関連政策



資料 各EC文書に基づき著者作成

25年、ECは海洋政策を統合する戦略として欧州海洋協定（European Ocean Pact）を採択した。この協定は海洋がエネルギー、データ、戦略資源にとって重要であることを示すとともに、健全な海洋の保全・回復、ブルーエコノミーの持続可能な競争力強化、沿岸コミュニティ等の支援などを優先課題として挙げている。ECは同協定の実現手段として、27年までに海洋法（Ocean Act）を提示する方針を示している（注5）。

また、欧州グリーンディールの指針に基づいた各種環境政策の反映も進んでいる。水産業におけるエネルギー政策の実装が進むとともに、生物多様性戦略2030の実行のための海洋行動計画は、30by30目標のもとでどのように水産業と生態系保全とのバランスをとるかが議論されている。

（注5） The European Ocean Pactウェブサイト。  
[https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/european-ocean-pact\\_en?utm\\_source=chatgpt.com](https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/european-ocean-pact_en?utm_source=chatgpt.com)

## （2）「筋肉質な」政策による競争力と サステナビリティの両立

企業の情報開示とガバナンス規制の簡素化過程をみると、対象企業の削減、適用開始の延長、手続きの簡略化など効率性と実行可能性を高めることで負担軽減が実現した。一方で、各規制の本来目的は引き続き維持されることで、全体的に「筋肉質な」政策に変化したと考えられる。これにより、企業は規制対応のためではなく競争優位な分野に資源を集中できるようになると同時に、サステナビリティ関連規制にうまく対

応できる企業とそうでない企業の二極化が進む可能性がある。EUでビジネスを展開する企業にとって、その規模に関わらずサステナビリティ対応の重要度が上がったと考えられるのではないか。

CFPの見直しに際しても、競争力とサステナビリティをうまく両立させられる「筋肉質な」政策が志向されるだろう。例えば、CFPの技術的課題としてあげた船舶への遠隔電子モニタリング（Remote Electric Monitoring：REM）システムの導入は、見解の相違がありながらも制度面での整備が進む。23年には加盟国が自国の水域で漁業を管理監督するための漁業管理規則（EU Control Regulation（fisheries））が改正され、船体が18m以上で陸揚げ義務の違反リスクが高いと評価された漁船は、REMシステムの搭載が義務付けられることになった（26年1月適用開始）（*The European Parliament and the Council 2023*）。25年にはREMに求められる最低限の要件を定めたガイドラインが策定されており、今後も内容の充実が図られることになっている。

また、陸揚げ後の流通においても、漁獲物の情報を取引先に対してデジタル形式で提供することが、生産・加工・流通の全段階で求められるようになった。EU域内に輸入（日本からは輸出）する水産物についても、26年1月から、EUのIUU（違法・無報告・無規制）漁業規則（*The Council of the European Union 2008*）に基づく漁獲証明と関連手続きを完全にデジタル化する「CATCH」システムを導入した（*European*

Commission 2026)。

このような漁獲管理やトレーサビリティへのデジタル実装は、イノベーションによる負担の軽減とともに、水産資源のサステナビリティを向上させる点でその志向に沿った政策といえる。一方で、環境課題である水産業と海洋生態系保全の両立については、産業の競争力を維持するためのバランスを見定める必要があるため、今後も難しい議論が続くと考えられる。

## おわりに

現在のEUの動きはイデオロギーの揺り戻しというより、EUの産業競争力強化に向けた動きである。企業の情報開示やガバナンスの高度化や、デジタルを活用した厳格な漁獲管理や水産物トレーサビリティの高度化は、EU産業の競争力の源泉といえる。今後も、そういった競争力の源泉を維持・活用しながら、サステナビリティの視点を取り込んだ「筋肉質な」政策を推し進めていくだろう。そして、EU域内外の公正な競争条件 (level playing field) を確保することで、結果的にEU産業の競争力が底上げされる可能性が高まる。EUでビジネスを展開する域外企業や、EU市場への輸出を考えている企業・事業者は、昨今の政策動向が見通せないリスクに直面しながらも、このような方向性を見定めることが重要と考えている。

最後に、今回のEU情勢の分析から得た学びを国内情勢にあてはめて得た気づきを共有したい。欧州と同様に、日本企業のあい

だでも、積極的な設備投資や無駄の排除を通じた競争力強化、さらに気候変動や生物多様性保全などサステナビリティへの関心が高まっている。プライム上場企業を対象に、サステナビリティ関連の情報開示（いわゆるSSBJ開示）が順次義務化され、開示テーマも気候変動だけでなく生物多様性が追加される可能性があるなど、徐々に規制負担が重くなるのは確実である。それらを「将来の追加負担」として受け止めるのではなく、バリューチェーン管理やデータ基盤整備を通じて規制対応を効率化することで、着々と追加される規制を競争力強化の機会として捉える視点が有効だと考える。

### <参考文献>

- ・ European Commission (2024a) “The future of European competitiveness”  
2026年3月2日アクセス  
[https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961\\_en](https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961_en)
- ・ European Commission (2025) “A Competitiveness Compass for the EU”  
2026年3月2日アクセス  
[https://commission.europa.eu/document/download/10017eb1-4722-4333-add2-e0ed18105a34\\_en](https://commission.europa.eu/document/download/10017eb1-4722-4333-add2-e0ed18105a34_en)
- ・ European Commission (2020) “Biodiversity Strategy for 2030”  
2026年3月2日アクセス  
[https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030\\_en](https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030_en)
- ・ The European Parliament and the Council of the European Union (2022) “Corporate sustainability reporting (CSRD) 改正指令 (Directive (EU) 2022/2464)”  
2026年3月2日アクセス  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj/eng>
- ・ The European Parliament and the Council of the European Union (2024) “Corporate

sustainability due diligence (CSDDD) の改正指令 (Directive (EU) 2024/1760)”

2026年3月2日アクセス

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj/eng>

- The Council of the European Union (2026) “Council signs off simplification of sustainability reporting and due diligence requirements to boost EU competitiveness (オムニバス I : 簡素化の理事会公表)”  
2026年3月2日アクセス  
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/02/24/council-signs-off-simplification-of-sustainability-reporting-and-due-diligence-requirements-to-boost-eu-competitiveness/>
- European Union (2023) “Fighting deforestation and forest degradation (EUDR 要約)”  
2026年3月2日アクセス  
[https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/fighting-deforestation-and-forest-degradation.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/fighting-deforestation-and-forest-degradation.html?utm_source=chatgpt.com)
- European Union (2025) “The EU Blue Economy Report 2025:The EU blue economy”  
2026年3月2日アクセス  
<https://op.europa.eu/webpub/mare/eu-blue-economy-report-2025/general-overview/the-eu-blue-economy.html>
- European Commission (2023a) “The common fisheries policy today and tomorrow:a Fisheries and Oceans Pact towards sustainable, science-based, innovative and inclusive fisheries management”  
2026年3月2日アクセス  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023DC0103>
- European Commission (2023b) “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Common Fisheries Policy-State of play”  
2026年3月2日アクセス  
[\[TXT/?uri=CELEX:52023SC0103\]\(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023SC0103\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/</a></li></ul></div><div data-bbox=)

- European Commission (2024b) “Foresight study on fishers of the future-Final report”  
2026年3月2日アクセス  
<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/d1fde0a2-cf0f-11ef-be2a-01aa75ed71a1>
- European Commission (2023c) “EU Action Plan:Protecting and restoring marine ecosystems for sustainable and resilient fisheries”  
2026年3月2日アクセス  
[https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/policy/common-fisheries-policy-cfp/action-plan-protecting-and-restoring-marine-ecosystems-sustainable-and-resilient-fisheries\\_en](https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/policy/common-fisheries-policy-cfp/action-plan-protecting-and-restoring-marine-ecosystems-sustainable-and-resilient-fisheries_en)
- The European Parliament and the Council of the European Union (2023) “漁業管理規則改正指令 (Regulation (EU) 2023/2842)” (漁業管理規則改正)  
2026年3月2日アクセス  
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL\\_202302842](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202302842)
- The Council of the European Union (2008) “IUU漁業規則改正指令 (Council Regulation (EC) No 1005/2008)” (IUU漁業規則)  
2026年3月2日アクセス  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/1005/oj/eng>
- European Commission (2026) “New digital certification system to tackle illegal fishing” (CATCHシステム)  
2026年3月2日アクセス  
[https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/new-digital-certification-system-tackle-illegal-fishing-2026-01-12\\_en](https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/new-digital-certification-system-tackle-illegal-fishing-2026-01-12_en)

(おかぞえ なおひと)